

情報ファイル

information file

交通事故などでけがなどをした場合でも、国民健康保険（国保）を使って病院にかかることができます。その場合は、すぐに警察へ届けると同時に、市役所市民窓口グループ（国民健康保険担当）にも届け出をしてください。

交通事故や傷害事件など第三者（加害者）から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がないかぎり、加害者が全額負担するのが原則です。したがって、国保を利用して医療を受けたときは、加害者が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替えて支払い、後で国保が被害者の代わりに加害者に請求することになります。

しかし、届け出の前に示談を結んでしまうと、その取り決めが優先し、加害者に医療費を請求できなくなることがあります。示談を結ぶ前に、かなります。届け出をお願いします。

交通事故の皆さんへ
交通事故にあつたら
届け出を

国
保

次の場合には国保を使つことばできません

- ・被害者がすでに加害者から治療費を受け取つているとき
- ・業務上のけがのとき
- ・酒酔い運転、無免許運転などによるけがのとき

問合せ先

■ 522-1111(内線261・262)

■ 522-1111(内線261・262)

相談

10月1日は「法の日」

全国「音司法書士会
無料法律相談会」

法の日には、司法書士会による無料法律相談会を行います。

法の日には、司法書士会による無料法律相談会を行います。

法の日には、司法書士会による無料法律相談会を行います。

問合せ先

愛知県土地家屋調査士会
岡崎支部

■ 0564-510-8101

問合せ先

愛知県土地家屋調査士会
市役所4階第6会議室

※相談内容がわかりやすいよう
に図面など(略図)でも可)を
当日持参してください。

■ 0564-510-8104

裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>

らせる社会作りに役立ちます。
この機会に法や裁判について
考えてみてください。

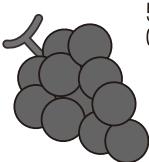
土地家屋調査士会
による登記無料相談会

法の日に連動し、愛知県土地
家屋調査士会が、隣接土地との
境界問題や建物登記記録と建物
課税台帳(未登記)が一致して
いないなどについて無料相談を行います。

解を深めることは、それぞれの
自由を尊重しながら安心して暮
す。一人ひとりが法や裁判への理

法を身近に感じていただきた
く、個人と個人との自由の
調和を図り安定した社会生活を
送れるようにする役割を果たし
ています。

各地の裁判所では、法や裁判
手続に関する説明会や見学会な
ど催しを行います。(ウェブ
サイト参照)



■ 522-0150

社

社会福祉協議会
久永正哲・コカ・コーラセ
ントラルジャパン株式会
社

(敬称略)

